

南海トラフ地震 あなたの家は 耐えられますか

問い合わせ 住宅政策課 ☎ 072(740)1205

耐震化の重要性を確認することになった阪神・淡路大震災から26年。またいつ来るか分からない大地震に備えて、自分と大切な人を守るためにかかる費用の補助などを紹介します。

【耐震改修費の補助】

近年、日本では大きな地震が頻発し、いつ誰が被災してもおかしくない状況です。

阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前の旧耐震基準に基づき建築された木造住宅の倒壊により、大きな被害が発生しました（同基準は昭和56年6月に改正）。

この教訓を基に、市では平成12年度から順次、耐震診断や耐震改修の補助事業を実施。南海トラフ地震の危険が高まる中、住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。

住宅の無料耐震診断と耐震改修費の補助

市では、住宅の所有者が耐震診断や耐震改修を行う費用の負担を軽減する支援を行っています。

【簡易耐震診断】

専門の診断員が住宅の耐震性を無料で診断します。市内の住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建、長屋、共同住宅が対象。ただし、平成17年6月1日以降に増築した住宅などは対象外です。

【耐震改修費の補助】

昭和56年5月以前に着工された、耐震性が低い住宅の耐震改修費を補助します。

耐震性を向上させる改修工事や屋根の軽量化などにかかる費用が対象。補助上限額は、左表の通り。

また、「耐震改修費の補助」により建て替えをする場合、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」による金利優遇措置が受けられます。申し込み方法など詳しくは市ホームページ（左の2次元コードからアクセス可）へ。

補助費目と上限額（戸建の場合）

補助費目	上限額
耐震改修計画策定費	20万円
耐震改修工事費	100万円
簡易耐震改修工事費	50万円
シェルター型工事費	50万円
屋根軽量化工事費	50万円
建替工事費	100万円
防災ベッド等設置助成	10万円

CHECK

申し込み方法など
詳細はこちら



市営住宅の入居者を募集します

市内在住が在勤3年以上の人を対象に6月2日(水)まで受け付け

▼対象 市内在住が在勤3年以上の人。収入による制限などがあります。60歳以上の人や障がいのある人、寡婦（夫）などについては、一部の団地に優先枠を設けています。

▼申し込み 5月18日(火)から市営住宅管理センターと市役所5階の住宅政策課、各行政センターに備え付けの市営住宅入居申込書（市営住宅管理センターホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、6月2日(水)（消印有効、ただし4日（金）（必着）に限る）までに〒666-0016・中央町3-2川西北ビル5階の市営住宅管理センターへ。なお、申し込みは1世帯につき1通に限ります（2通以上の申し込みは双方無効）。

▼問い合わせ 同センター ☎ 072(740)1090

県営住宅の入居者は毎月募集しています。詳しくは阪神北管理センター ☎ 0797(83)6401へ。

入居者を募集する市営住宅

団地名	階	対象世帯	間取り	募集戸数	エレベーター
花屋敷団地E棟	5階	2人以上	3DK	1戸	なし
栄花団地J棟	3階	2人以上	3DK	1戸	なし
加茂桃源団地2号棟	7階	2人以下	1DK	1戸	あり
加茂桃源団地2号棟	2階	2人以上	3DK	1戸	あり
加茂桃源団地3号棟	6階	2人以上	3DK	1戸	あり
加茂桃源団地4号棟	4階	2人以下	1DK	1戸	あり
日高団地B1棟	4階	2人以上	2DK	1戸	あり
日高団地B1棟	2・5階	2人以上	3DK	3戸	あり

全住宅への設置義務化から10年を迎えます

火災警報器の作動確認を

【問い合わせ】予防課 ☎ 072(757)9946

多くの住宅が火災警報器の交換時期を迎えています

全ての住宅（マンションなど自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが設置されている場合は除く）に対する住宅用火災警報器の設置義務化から、間もなく10年が経過。多くの住宅で交換の時期を迎えています。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感じし、音や音声で危険を知らせます。特に就寝中の火災による逃げ遅れの防止に効果があります。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を正常に感知できなくなることがあります。定期的に作動確認を行い、製造から10年を目安に交換しましょう。

作動確認方法は（一社）日本火災報知機工業会ホームページ ☎ <https://www.kaho.or.jp/pages/keiho/>

アンケートにご協力をお願いします

全6問

住宅用火災警報器の普及啓発に活用するためのアンケートを5月15日(土)まで実施します。全6問の簡単なアンケートですので、ご協力をお願いします（右の2次元コードから県アンケートフォームへアクセス可）。



index.htmlを確認してください。また、住宅用火災警報器は電器店やホームセンターなどで販売しています。

相続や管理、売買の不安や悩みを解決

専門家による空き家相談

問い合わせ 住宅政策課 ☎ 072(740)1205

日時 6月3日(土) 午後1時～3時

場所 市役所2階 市民相談室

NPO法人「兵庫空き家相談センター」の相談員による空き家相談会を開催します。空き家の相続や管理、売買など、空き家に関する不安や悩みを解決します。

定員 4組（1組30分）

申し込み 6月1日(火)までに電話で住宅政策課へ（先着順）。なお、当日空きがあれば相談可

